



## 第十四回

### 一括交付金は分権なのか

Yoshio Matsumoto

松本克夫

ジャーナリスト

地域主権戦略会議（鳩山由紀夫議長）がフル回転しています。六月にも予定される戦略大綱作成に向けて、四つの課題について作業を急いでいます。法令による義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関改革、ひも付き補助金の廃止と一括交付金化の四つです。このうち、初めの三つは地方分権改革推進委員会（丹羽宇一郎委員長）の勧告に因應るもので、前政権から持ち越した宿題です。一括交付金化だけが民主党のマニフェストに掲げられた新政権独自の政策です。

#### 地方側に提案の余地

この一括交付金が分権とどうかかわるのか、改めて考えてみましょう。マニフェストに掲げたのに、中身はこれから検討するというのですから、準備不足もいところですが、その分、地方側が提案する余地が残っています。

制度設計する上で、まず確定しなければならぬのは、廃止する「ひも付き補助金」の範囲です。戦略会議では、その予備作業として、総額二十兆円ほどの補助負担金を分野別に社会保障、義務教育、その他の三つに分けました。また、性格に従って、経常的なものと投資的なものの二つに分類しました。経常的なものには、①子ども手当のような現金を給付するもの②介

護保険のような保険制度を維持するためのもの③障害者福祉のようなサービスを支援するもの、という三種類が含まれます。マニフェストでは、社会保障と義務教育関係の補助負担金は廃止の対象外としているようですが、こう分類してみると、福祉や教育関係は全部対象外とするのか、例えば現金給付だけを対象外とするのか、といった議論につながります。

次に、廃止する補助負担金を一括交付金としてどう括るかが問題になります。恐らく一括交付金は一つではなく、例えば経済振興とか、政策分野ごとのいくつかの一括交付金に分けるのでしょうか。あまり細かく分ければ、従来の補助金と大差なくなり、「一括」の意味が薄れます。最後に、一括交付金を都道府県や市町村にどう配分するかも難題になるでしょう。

#### 過渡的な政策なのか

戦略会議は関係府省から意見を聴取しましたが、国土交通省は、同省が今年度に新たに創設した二兆二千億円の社会資本整備総合交付金は一括交付金を先取りしたものだと言明しました。社会資本整備総合交付金は従来の道路、河川、下水道、住宅などの補助負担金を、活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備、地域住宅支援の四分野に整理し直したも

のです。従来の補助金より括りが大きくなっています。ただ、どれだけ地方の裁量の余地が広がるのか、運用を見ないと何とも言えません。

農林水産省も、同じように括りを大きくした農山漁村地域整備交付金を創設しましたが、もっと規模の大きい戸別所得補償制度創設があり、一括交付金に回せる財源はないとしています。文部科学省は「教育一括交付金」の創設が適当としており、厚生労働省は、保育や介護など国を挙げて取り組むべき緊急課題は国が自ら取り組む中央集権の方がなじむと主張しました。予想されていたことですが、各省とも縄張り荒らされることを警戒しています。従来の補助金より多少自治体の使い勝手がよくなる程度にとどめたいようです。戦略会議がこうした各省の言い分をそのままのむのか、政治主導でもつと地方の裁量を広げるのが注目点です。

ただ、一括交付金は過渡的な政策なのか、それとも永続的な政策なのか、政権として腰が定まらないと、政治主導の發揮もしようがありません。やがては、一括交付金は地方に税源移譲するか、地方交付税と一体化するというなら、補助金の改良版程度でも分権改革（地域主権改革）の一步と見なされるでしょう。しかし、これが最終的な姿というなら、「地域主権改革」は看板倒れと言われかねません。